

【特例措置の内容】 例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額（※）を記載しています

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率（休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%）を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等（※）を行わなかった場合 （※）解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和2年4月8日～
令和2年6月30日までの期間
に休業していること

事業主が
賃金の60%
の休業手当を
支給する場合
（事業主が4,800
円の休業手当を支
払った場合）

事業主が賃
金の60%を
超えて休業
手当を支給
する場合
（例えば、事業主
が80%の6,400円
の休業手当を支
払った場合）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に
基づき都道府県対策本部長が行う要請により、
休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設
を運営する事業主であって、**これに協力して休
業等**を行っている

- 以下のいずれかに該当する手当を支払って
いること
- ①労働者の休業に対して100%の休業手当を
支払っていること
 - ②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っ
ていること
（支払率60%以上である場合に限る）

事業主が
支払った
休業手当
等のうち、
80%を国
が助成

※令和2年4月
1日から令和2
年6月30日ま
での休業等につ
いて適用

事業主が支払っ
た休業手当等の
うち、90%を国
が助成（国が4,320円
を助成するので、事業主
の負担は4,800-4,320=
480円）

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、
事業主の負担額は同じ（上記2例は、事業主の負担は同じ480円）

事業主が支払った休業手当等
のうち、**60%を超えた部分
について100%**を国が助成
（国が4,320+1,600=5,920円を助
成するので、事業主の負担は6,400-
5,920=480円）

事業主が支払った休業手当等
のうち、**100%**を国が助成
（事業主の負担は0円）

※令和2年4月8日から
令和2年6月30日までの
休業等について適用

※対象労働者
1人1日当たり8,330円が上限